

有害使用済機器  
保管等届出  
マニュアル

松山市環境部  
廃棄物対策課

(平成30年7月現在)

## I はじめに

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器が、雑多なものとまぜられた金属スクラップなどの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、平成29年6月に成立・公布された改正廃棄物処理法では、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として位置づけ、その保管又は処分を業として行う事業者に、都道府県知事等（当該業を行う場所が松山市内である場合には、松山市長）への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度が創設されました。

本マニュアルでは、届出書の作成方法について解説しています。環境省より発行されている本制度全般に関するガイドライン（「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」平成30年3月 環境省）と併せて、届出書作成の際にご活用ください。

## II 有害使用済機器保管等届出書の提出手続きについて

松山市内において有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合には、あらかじめ、松山市長に届け出なければなりません。また、その届け出た事項を変更しようとするときも同様に、松山市長に届け出なければなりません。

### 1. 届出書の提出先

〒790-8571  
松山市二番町4丁目7-2  
松山市廃棄物対策課（別館4階）  
TEL：089-948-6915  
FAX：089-934-1928

### 2. 届出書の提出期限

事業を開始する日の10日前まで

※ 平成30年4月1日時点で現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合は、平成30年10月1日まで

### 3. 届出書の提出部数

1部（※届出書は返却いたしません）

### 4. その他

- ・ 届出前に、申請書類の下書きをご持参ください。事前審査及び必要な説明等をいたします。
- ・ 届出の際には、法定書類以外に提出をお願いする場合がございます。
- ・ 担当が不在の場合もございますので、来課される際には事前に電話連絡をお願いいたします。

### III 有害使用済機器保管等届出書提出のための必要書類と留意事項

書 類	必要書類		留 意 事 項
	保管のみ	処分含む	
<b>○有害使用済機器保管等届出書</b>			
第1面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出者の氏名又は名称、住所は、住民票、登記事項証明書【商業登記】どおりに正確に記載すること。</li> <li>・ 複数の事業場を有する場合は、全ての事業場を記載すること。</li> </ul>
第2面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出者の氏名又は名称、住所は、住民票、登記事項証明書【商業登記】どおりに正確に記載すること。</li> <li>・ 届出者の名称にはふりがなを記載すること。</li> </ul>
<b>○事業計画の概要を記載した書類</b>			
第1面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「業務を行う時間、休業日の項目」は、「営業時間」、「休業日」、「搬入・搬出を行う時間」、「処分を行う時間」を記載すること。</li> </ul>
第2面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱う全ての品目について記載すること。なお、品目の記載方法は、代表的な品目名を記載した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2(P.6参照)に定める号番号を記載することで足りる。</li> <li>・ 複数の品目が混合した状態で受け入れ、かつそれらの受入先事業者、保管場所、処理方法、持出先事業者が同一である場合は、「取扱品目」の項目に構成する品目を一括して記載しても良い。</li> <li>・ 「予定受入先事業者」の項目は、全ての事業者を記載する必要はなく、主要な受入先事業者を記載することで足りる。</li> <li>・ 「処理方法」の項目は、保管、処分の別を記載すること。ただし、保管行為の一環として手解体を行う場合には、その旨もあわせて記載すること(例:「手解体含む」)。</li> <li>・ 「予定持出先」の項目は、全ての事業者を記載する必要はなく、主要な持出先事業者を記載することで足りる。</li> </ul>
第3面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保管を行う有害使用済機器の品目」の項目は、代表的な品目名を記載した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2(P.6参照)に定める号番号を記載することで足りる。</li> <li>・ 「生活環境の保全上の支障を防止するための措置」の項目は、各保管場所で汚水や騒音などに対して講ずる措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること(記載例参照)。</li> <li>・ 保管場所が複数設けられている場合は、すべての保管場所について記載すること。なお、同一寸法の保管容器(鉄箱等)を一箇所にまとめて複数設置する場合は、それらを一括して一つの保管場所として取り扱って良い。この場合、「保管量」の項目は、当該容器1台当たりの保管量と当該容器の数量を記載すること。</li> </ul>
第4面		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「処理能力」の項目は、1時間当たりの処理能力及び稼働時間を記載すること。</li> <li>・ 「処理施設の処理方式及び施設の概要」の項目は、別添の図面、設計計算書、又は施設のパンフレット等により確認できる場合には、「別紙図面等のとおり」と記載すれば、詳細な記載を省略しても良い。</li> <li>・ 「生活環境の保全上の支障を防止するための措置」の項目は、各施設で汚水や騒音などに対して講ずる措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること(記載例参照)。</li> <li>・ 処理施設が複数基設けられている場合は、すべての施設について記載すること。</li> </ul>
第5面	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の用に供する全ての重機等について記載すること。ただし、有害使用済機器の収集又は運搬に供する車両等は、記載する必要はない。</li> </ul>
<b>○事業の用に供する施設等に関する添付書類</b>			
事業場付近の見取図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地図の写しでも良い。</li> </ul>
事業場の平面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「事業計画の概要を記載した書類(第3面)」に記載した各保管場所の位置を、平面図中で明記すること。</li> <li>・ 「事業計画の概要を記載した書類(第4面)」に記載した各施設の位置を、平面図中で明記すること。</li> <li>・ 処分又は再生を行う場合は、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品の保管場所を明記すること。</li> </ul>

処理施設の図面		○	・ 施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図（仕様書又はカタログでも可）を添付すること。
処理施設の設計計算書		○	・ 設計計算書は、原則メーカー等が作成したものとし、1時間当たりの処理能力の算定根拠を記載すること。
保管場所の図面	○	○	・ 保管場所の構造、求積図（①保管面積、②保管数量の上限、積み上げ高さの分かるもの）を添付すること。 ・ 各保管場所について、屋内・屋外の別及び保管容器（鉄箱等）による保管か否かの別を記載すること。 ・ 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品の保管場所は、上記の図面を提出する必要はない。
<b>○所有権原又は使用権原に関する添付書類</b>			
事業場の登記事項証明書【不動産登記】	○	○	・ 事業場を構成する全ての地番について、土地の登記事項証明書【不動産登記】を添付すること。 ・ 自己所有でない場合は、当該土地の登記事項証明書【不動産登記】に加え、賃貸借契約書等の使用権原を確認できる書類も添付すること。
処理施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類		○	・ 所有権を証明できる書類（購入時の納品書等）又は賃貸借契約書等の使用権原を確認できる書類を添付すること。 ・ 上記の書類が提出できない場合にあつては、当該施設が自己所有であることの申出書を添付すること。
重機等の所有権又は使用権原を有することを証する書類	○	○	・ 所有権を証明できる書類（購入時の納品書等）又は賃貸借契約書等の使用権原を確認できる書類を添付すること。 ・ 上記の書類が提出できない場合にあつては、当該施設が自己所有であることの申出書を添付すること。
<b>○廃棄物又は再生品の利用方法を記載した書類</b>			
処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		○	・ 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品の種類（廃プラスチック類、鉄など）ごとに記載すること。 ・ 同一の廃棄物又は再生品に対して、複数の処分業者又は再生利用業者に委託する場合には、必ずしも全ての事業者を記載する必要はなく、主要な事業者を記載することで足りる。
<b>○申請者に関する添付書類</b>			
[届出者が個人の場合]住民票の写し	○	○	・ 本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。
[届出者が法人の場合]定款又は寄付行為	○	○	・ 届出時における最新の定款又は寄付行為の写しに、原本と相違ないことを申し立てる旨を記載したものを添付すること。
[届出者が法人の場合]登記事項証明書【商業登記】	○	○	・ 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のうち、いずれかを添付すること。
[届出者が未成年者又は成年後見人若しくは被保佐人である場合]法定代理人の住民票の写し	○	○	・ 本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。
<b>○写真の貼付</b>			
保管場所の写真	○	○	・ 保管場所が複数設けられている場合は、全ての保管場所の写真を添付すること。 ・ 保管場所である旨の掲示板の写真も添付すること。 ・ 保管場所が容器等である場合にあつては、容器の外観に加え、内側を写した写真も添付すること。 ・ 生活環境保全上の措置の分かるもの（油水分離施設等）を添付すること。
処理施設の写真		○	・ 処理施設が複数ある場合、全ての施設の写真を添付すること。 ・ 施設の全体が写るように撮影すること。全体を収めるのが困難な場合には、複数枚撮影すること。 ・ 生活環境保全上の措置の分かるもの（油水分離施設等）を添付すること。
重機等の写真	○	○	・ 重機等が複数ある場合、全ての重機等の写真を添付すること。 ・ 同一型式の重機を複数所有している場合、全数撮影し、個別に添付すること。

### <注意事項>

- ① ○印は、必要提出書類。
- ② 記載例のあるものは所定の様式に記載すること。
- ③ 住民票等の公的書類について、届出先が複数等の理由で原本のコピーを提出する場合は、「原本認証に関する申立書」を添付すること
- ④ 本籍地・住所の地番は「-」などで省略せず番・号や番地を住民票どおりに記載すること
- ⑤ 住民票、登記事項証明書【不動産登記】、【商業登記】は、届出日の3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
- ⑥ 写真は直近に撮影されたカラー写真とし、対象物が鮮明に映っているものを添付すること。

### <公的書類の取得先>

- ・ 住 民 票：市役所・町役場
- ・ 登記事項証明書【商業登記】：法務局
- ・ 登記事項証明書【不動産登記】：法務局

## IV 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2

表 1 有害使用済機器の該当品目（平成30年4月1日現在）

政令号番号	品 目
1	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

